

特記仕様書

第1章 総 則

第1条（適 用）

この仕様書は、市道13号線舗装修繕工事に適用する特記仕様を定めたものであり、この他「千葉県土木工事共通仕様書」、「土木工事書類作成マニュアル（千葉県県土整備部）」並びに設計図、関係法令及び監督職員の指示に従って施工するものとする。

なお、共通仕様書等については、千葉県を市原市に読替えて使用するものとする。

第2条（工期及び工程管理）

- 1 本工事の工期は着工日から105日間とする。

工事期間のうち、準備期間として60日間、作業期間として4日間程度、休日（不稼働日）期間として21日間程度、後片付け期間として20日間を想定している。

※休日（不稼働日）は雨天、休日（土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季休暇）等をいう。

※当該条項は発注段階での工事期間の見込みを示すものであり工事期間変更時に記載の変更は行わないものとする。

- 2 受注者は、本工事の全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。

- 3 受注者は、履行報告を月末に提出すること。なお、履行報告書の様式は、様式第4号の他に、「月別工事予定表・進捗状況表、出来高表、工程表（実施及び計画）」を添付すること。

工事実施工程に対し、実績が15日程度以上遅延した場合は、その理由及び今後の措置を報告しなければならない。

第3条（週休2日制適用外）

本工事は、現場施工が1週間未満となるため、市原市建設工事週休2日制工事実施要領の適用外とする。

第4条（現場代理人・主任技術者（監理技術者）の選定）

受注者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）の選定にあたっては公共工事（舗装工事）に関し、経験と実績のある有能な技術者を優先的に選定するものとする。

第5条（常駐を要しない期間）

- 1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は管理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅れた場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「工事完成認定書」等における日付）とする。

第6条（兼務を認める対象工事）

- 1 「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事（ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。）と現場代理人等の兼務ができる。

なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。

第7条（施工計画）

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を作成し、正副2部を監督職員に提出する。

その場合、受注者は下記事項について記載するものとする。また、監督職員がその他の項目について、補足を求めた場合は追記する。

なお、施工計画書を変更する場合も同様とする。

また、設計図書と異なる工法にて施工を実施する場合においては、同等機能以上を有する工法を条件とする。

- | | | |
|---------------|-------|--|
| (1) 工事概要 | ————— | 工事件名・目的・内容・工期・受注者の基本姿勢等 |
| (2) 実施工程表 | ————— | 現場内容に応じた方式で作成するものとし、製作工程・施工ステップ等具体的に |
| (3) 現場組織 | ————— | 職務分担・特殊技能者・下請負業者等 |
| (4) 使用機械 | ————— | 使用機械の名称・規格・台数・使用工種等 |
| (5) 主要資材 | ————— | 主要材料の製作・検査・搬入及び資材のメーカー・販売店等 |
| (6) 施工方法 | ————— | 主たる工種の施工方法及び仮設計画等、具体的に
(主要機械・仮設備計画・工事用地等を含む) |
| (7) 施工管理計画 | ————— | 品質管理（工場製作含む）・工程管理・出来形管理・写真管理 |
| (8) 緊急連絡体制・対応 | — | 下請負及び夜間の連絡体制を含めて |
| (9) 安全管理 | ————— | 安全管理体制・交通安全対策・地下埋設物・沿道構造物・安全訓練等の計画・気象条件に関すること・地震や台風時等の状況報告に関すること・その他について |
| (10) 交通管理 | ————— | 規制方法及び迂回路図等・地元説明等 |
| (11) 環境対策 | ————— | 騒音・振動対策・苦情処理等地元対策 |
| (12) 現場作業環境整備 | — | 現場事務所・トイレ・作業ヤード等 |
| (13) 再生資源利用促進 | — | 現場内での再利用計画・工事間での再利用・再生資源施設への搬入 |

計画・再生資材の積極的利用

再生資源利用（促進）計画書を添付

(14) その他

－ その他、工事に必要な書類

第8条（下請契約に係る書類作成）

- 1 受注者は、当該建設工事を施工するために下請負契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、施工体制を的確に把握するものとする。
- 2 受注者は施工体制台帳を工事ごとに備えおかねばならない。また、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 受注者は、下請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書に施工体制台帳、下請負契約書の写し及び施工体系図を添付し、発注者に通知しなければならない。

なお、通知事項に変更又は追加があった場合には、2週間以内に下請業者変更・追加を通知するものとする。

第9条（コリンズ（CORINS）への登録）

受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事の、受注時または変更時において、当該工事の情報を、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成后10日以内に、訂正時は適宜、工事实績情報サービス（CORINS）に登録申請をしなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

第10条（建設業退職金共済制度に係る掛け金収納の確認）

上記制度の履行確保を図るため、契約ごとに共済組合掛金の収納実績の確認を行なう。

1 掛け金収納の確認方法

1件500万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、建設業退職金共済組合の発注官公庁掛金収納書を添付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を工事契約締結後1ヶ月以内に提出すること。

建設業退職金共済証紙購入状況報告書を期限内に提出できない旨の申し出があった場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期等を記載した建設業退職金共済証紙購入遅延報告書を提出すること。

また、請負契約額の増額変更があった場合は、建設業退職金共済証紙追加購入状況報告書を工事完成までに提出すること。

なお、証紙購入状況を把握するため必要があると認められたときは、関係資料を提出すること。

2 下請業者への現物交付等

受注者は、工事の一部を下請業者に施行させる場合には、下請代金に応じた共済証紙の現物交付または掛金相当額の下請代金への算入を行なうとともに下請業者の共済組合への加入及び証紙の購入、貼付の促進を努めるよう下請業者を指導すること。

3 証紙の購入額

受注者は、建設現場ごとの建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確

に把握し、必要な枚数を購入すること。

ただし、必要な共済証紙の把握が困難な場合は、建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書の計算式に、「共済証紙購入の考え方について」から、工事種別等により選択した値を記入し、購入額を算定すること。

なお、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、受注者と下請業者の証紙購入額を合算するものとする。

4 証紙の購入

受注者は、500万円未満の工事についても証紙の購入に努めること。

第11条（地元説明資料の作成及び説明）

受注者は、地元説明資料の作成について監督職員と協力し、資料を作成するものとする。また、工事着手前及び工事中、必要に応じ工事内容を現場周辺住民や地権者に周知し、協力を求めるために必要な措置を講じなければならない。

第12条（施工管理）

1 舗装工事の材料の品質規格及び施工管理については、「舗装施工便覧」を基準とする。

なお、後記する項目について下記により施工管理を行わなければならない。

(1) 工程管理

受注者は本工事の全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完成させること。

なお、工程に遅れが生じた場合は、以降の工程計画を監督職員に報告すること。

(2) 品質管理

本工事は「千葉県土木施工管理基準」に定める試験項目、試験方法及び規格値により管理するものとし、試験区分で「必須」となっている試験項目は必ず実施すること。

(3) 出来形管理

本工事の出来形管理基準及び規格値は、「千葉県土木工事施工管理基準」によるものとする。その他、下記についても提出すること。

ア) 交通整理員日報

(4) 写真管理

本工事の写真管理は、「千葉県土木施工管理基準」の土木工事写真管理基準によるものとする。

その他、撮影方法は「土木工事写真の手引き」（全建）等を参考に、施工状況・出来形寸法・品質管理状況等が明確に確認できるよう撮影すること。

第13条（安全管理）

1 安全管理

(1) 交通安全対策については、警察及び道路管理者の許可条件を厳守すること。

また、夜間における照明施設、休日・作業休止日における安全柵、歩行者の通路の確保等には万全な対策を講じるとともに、適時パトロールを実施すること。

(2) 施工中及び施工後、縦断・起終点・出入り口等各段差が生じた場合には、十分なすり付けを行

い安全確保に配慮すること。

2 安全訓練等

工事着手後、作業員全員の参加による安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付すること。

安全訓練の実施状況を毎月月初めに履行報告書と併せて提示すること。

3 気象条件に関すること

次の内容を含めた安全対策の具体的な内容を施工計画書に明記すること。

- (1) 現場特性の事前把握
- (2) 中止・再開基準の設定
- (3) 迅速に退避するための対応
- (4) 日々の安全管理の徹底
- (5) 現場の点検方法、対応方法及び体制
- (6) その他

なお、中止基準については、以下を標準とし、更に現場特性に応じた基準を設定すること。

- ・当該工事等箇所が強風注意報・暴風警報が発表された場合
- ・当該工事等箇所に竜巻注意情報が発表された場合
- ・労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に該当する場合

4 地震や台風時等の状況報告に関すること

市原市において、次の場合は速やかに現場点検を実施し、市へ報告すること。

- (1) 震度4以上の地震が発生した場合
- (2) 台風の予想進路内に入った場合
- (3) 強風注意報が発令された場合
- (4) 大雨注意報が発令された場合

第14条（環境対策）

- 1 施工機械については、近隣住民の生活環境への影響を配慮して、低騒音、低振動建設機械に認定されたものを使用する。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック・ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

第15条（工事内容等を示す標識の設置について）

受注者は工事現場に広報板、迂回誘導板等、別に定めのあるもの他（道路工事現場における表示施設等の設置基準）、工事件名、工事場所、担当部課名、受注者の住所及び氏名・連絡先等を記載した表示板を一般通行人の見やすい場所に設置する。

第16条（作業区分）

本工事の作業区分は下表のとおりとする。

作 業 区 分	施 工 区 間
夜間工事	—
昼間工事	全工種

※ただし、関係機関協議のうえ上記区分の変更が生じる場合は、監督職員の承認を得るものとする。

第2章 材 料

第17条（使用材料） 使用材料の不良品を排除するため、下記の事項を遵守すること。

- 1 材料は、該当使用材別に J I S 製品及び J I S 製品同等品とし、経験と実績のある品質管理体制の確立した優良工場製品を使用するものとする。
- 2 上記材料については、施工計画書と同様に使用前に監督職員に提出し、了承を受けなければならない。
- 3 現場搬入材料は現場代理人が責任をもって検収し、監督職員の確認・立会いを必要とするものは、監督職員の指示したものとする。
監督職員の検収後であっても、使用時になって損傷又は変質したときは、新品と取り替えるとともに、事前に監督職員に報告するものとする。
- 4 表層に使用するアスファルト混合物は、別紙1「特殊ポリマー改質アスファルト混合物 特記仕様書」による。
- 5 工場検査については、必要に応じ監督職員と協議し実施する。

第3章 施 工

第18条（施工方法）

施工方法については、下記のとおりとする。

施 工 方 法	施 工 区 間
片側交互通行	全工種
通行止め	—

上記により難い場合は監督職員と協議すること。

第19条（主たる工事の施工方法・項目）

- 1 土木工事共通仕様書第3編 2-6-15のとおり、受注者は路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 舗設時に気温が5℃以下時（寒冷期）における作業は、混合物温度の低下が早く、所定の締固め度が得られにくいことがあるので、対策について施工計画書に明記し、施工を行うこと。
- 3 区画線については、路面標示設置マニュアルに基づき施工計画図を作成し、監督員に提出をす

ること。また、施工区域外においても引き直し等が必要と思われる箇所については、監督職員と協議すること。

第 20 条（設計照査）

工事に先立って設計図書と現地との照合及び現地計測を行い、現場状況を適正に把握すること。

第 21 条（境界関係）

官民境界を工事着手前に確認するとともに、境界杭・境界鈎等の境界を示すものを工事で損傷しないよう十分注意すること。なお、工事により撤去・復旧の必要なものについては、監督職員に報告し座標管理の上、復元すること。

また、工事により境界杭等を破損した場合は、受注者が責任をもって復元すること。

第 22 条（資材置場等の借地）

資材置場・現場事務所・仮駐車場の用地については、受注者が確保するものとし、用地の借地料については、受注者の負担とする。

また、施工中は受注者の責において適切に管理すること。

第 23 条（第三者の被害の補償）

- 1 契約書 29 条に定める第三者の被害の補償について、受注者の工事施工上の不手際による被害（例：AS 廃材・乳剤等の飛散…）は、すべて受注者の負担とする。また、軽易な一般補償、工事中の応急措置、使用重機による道路施設等の損傷並びに設計上の影響幅を越える部分の道路損傷復旧費についても、すべて受注者の負担とする。
- 2 家屋、沿道工作物等に支障をきたす恐れがある場合は、工事着手前に監督員と協議すること。
- 3 家屋、沿道工作物等に与えた損害が日常生活や営業等に著しく支障をきたす場合には、監督職員の指示により応急処置を講ずること。

第 24 条（地元関係者との交渉等）

工事施工に伴って地元関係者と交渉等を行う際には誠意をもって対応し、相手方に誤認、不信、疑惑を与えないよう注意することとし、工事従事者にも本工事の意図を正しく理解させ、地元関係者との紛争を生じないようにしなければならない。

交渉経過、相手方からの意見、約束事等は記録し、監督職員に報告すること。また、この内容が工事の進捗や設計内容等に影響が及ぶ場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、早急な解決を図ること。

第 25 条（立会確認及び段階確認）

- 1 工事請負契約書第 14 条第 2 項並びに千葉県土木工事共通仕様書第 3 編第 1-1-3 条により指定された立会確認及び段階確認は千葉県土木工事施工管理基準のとおりとする。
- 2 受注者は、立会確認及び段階確認の予定時期を監督員に報告しなければならない。ただし、実

施時期及び箇所は監督職員が定めるものとする。なお、上記以外でも監督職員が必要とするものについては、確認を受けるものとする。

第26条（工事の責任の範囲）

完成後所要の安定が得られるまでの間、受注者は適宜パトロールを行い、必要な補修を行わなければならない。

第27条（交通事故防止等）

市原警察署との道路工事協議回答並びに道路使用許可条件をもとに、警察署からの通知「道路工事施工時の交通事故防止」を遵守し、施工計画協議した「保安施設計画」に従い、安全施工を確保し、交通事故等が発生しないように注意しなければならない。

また、休日・休業日においても万全な対策を講じると共に適時パトロールを実施しなければならない。

なお、道路使用許可条件の写しについては監督職員に提出すること。

第4章 建設副産物等

第28条（再生資材の利用及び建設副産物処理）

1 共通事項

- (1) 「千葉県建設副産物対策の手引き(令和3年3月策定)」及び関係法令等に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 受注者は法令等に基づき、作成した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- (3) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- (4) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

2 建設副産物

本工事により発生する

- (1) アスコン殻（83m³）は、市原市今富地内、片道運搬距離 3.8 kmの香取緑化建設㈱、または、その他の再生資源化施設（再生A S 供給施設）に運搬し、処理すること。

第5章 その他

第29条（電子納品）

- 1 本工事は電子納品対象工事とし、「市原市電子納品に関する手引き」により納品するものとする。
- 2 電子納品のレベルは1とし、電子納品の対象書類は、次のとおりとする。
 - (1) 発注図書、工事数量総括表、特記仕様書
 - (2) 測定結果一表
 - (3) 完成図面
 - (4) 工事写真（参考図含む）
- 3 電子納品時に紙での提出も必要と思われる場合は、別途協議をする。
- 4 電子化に必要な環境については、十分理解をして作業をすること。なお、電子納品作成支援ソフト、チェックソフトは必ず使用すること。原則として電子納品とし、監督職員と事前に協議すること。

第30条（設計変更）

本工事の設計変更手続きについては、建設工事請負契約書ならびに土木工事請負契約に係る設計変更ガイドラインに従うものとする。

第31条（1日未満で完了する作業の積算）

- (1) 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、積算基準（千葉県）によるものとする。

(2) 1 日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。

(3) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。

(4) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

(5) 受注者は(3)の協議を行うに当っては当該作業完了後速やかに、1 日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

(6) 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。

(7) 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。

※ 現場条件等とは、工事箇所が1 kmを超えて点在するなど、発注工事の総数量を分割して施工することが適当で、施工条件により日を分けて施工する必要のある工事などのことをいう。

第3 2 条（ワンデーレスポンス）

当工事は、千葉県土木工事共通仕様書を適用しワンデーレスポンスを実施する。ただし、同仕様書の「その日のうち（24 時間以内）」は「受付した翌開庁日の 17 時まで」に読み替えて運用する。

第3 3 条（法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第3 4 条（市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン）

市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術（ICT）の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督員と協議すること。

第3 5 条（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする

第36条（施工条件の明示）

明 示 項 目	明 示 事 項
工程関係	・規制時間は、警察の許可時間を厳守すること。 ・本工事の作業時間帯は、昼間（午前9：00～午後5：00）とする。 ・受注者は、本工事の全工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。
用地関係	・第22条による。
公害対策関係	・施工機械については、排出ガス対策型機械を使用し、環境に十分注意をして行うこと。 ・騒音規制法、振動規制法、市原市生活環境保全条例を遵守し、特定建設作業に該当する場合には、特定建設作業実施届出書を市原市役所環境管理課に提出すること。
安全対策関係	第13条及び第15条並びに下記のとおり ・工事看板、仮区画線等の安全施設類については、現場条件に応じて設置計画するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。 ・工事期間中に配置する交通誘導員は、次の人員以上配置すること。 切削及び舗装工 6人（交替要員含む）、区画線工 3人 ・作業時間外の交通開放については、十分な安全対策を講じること。
現場環境関係	地元住民や隣接店舗等の交通・出入りに支障とならないよう調整すること。 朝夕の交通量が多く、通学路やバス路線であるため、関係機関と十分に調整すること。
仮設備関係	仮設備の設置にあたっては、関係機関協議の上、他の交通の支障とならない場所に設置すると共に、十分な安全対策を講じること。
建設副産物関係	第4章による。
工事支障物関係	現場着手前に、支障物の有無を確認してから着手すること。支障物があった場合は、速やかに監督職員に報告し、関係企業と埋設位置の確認等の協議を行い、十分注意して施工すること。
その他	・マンホール等の露出構造物について、高さ調整の要否について確認を行い、その結果について監督職員へ報告すること。 ・基準点や境界点等、復旧が必要となる場合は対応について監督職員と協議を行うこと。 ・路肩に土砂が路面より高く堆積し、雑草の繁茂や路面排水を阻害している個所においては、土砂を撤去して施工すること。 ・アスコン廃材処理運搬におけるダンプトラックの差し枠及び過積載については厳禁とし、マニフェストによる適正管理を行うものとする。 ・舗装端部の構造物や既設舗装との接続部については、ブラシ等で乳剤を入念に塗布すること。 ・表層と基層の縦継目の位置を15cm以上ずらすこと。 ・交通解放時には、段差擦り付けを行うこと。

特殊ポリマー改質アスファルト混合物 特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は，従来の改質アスファルトより高い疲労抵抗性を有した特殊ポリマー改質アスファルト混合物を用いた舗装工事に適用する。

なお，ここに明記なき事項は土木工事共通仕様書による。

第2条 材料

1 特殊ポリマー改質アスファルト

特殊ポリマー改質アスファルト混合物に使用するアスファルトは，表－1 に示す基準値を満足し、且つ NETIS（新技術情報提供システム）に登録されているものを使用する。

なお、NETIS 登録番号が「QS-200025-VE」「CB-240028-A」「KT-220246-A」の材料等が該当する。

表－1 特殊ポリマー改質アスファルトの基準値

試験項目		基準値
針入度 (25℃)	1/10mm	80～100
軟化点	℃	75 以上
引火点	℃	280 以上
薄膜加熱質量変化率	%	0.6 以下
薄膜加熱後の針入度残留率	%	65 以上
損失弾性率 $G * \sin \delta$	Pa	4.0×10^5 以下

2 特殊ポリマー改質アスファルト混合物

特殊ポリマー改質アスファルト混合物には密粒度アスファルト混合物 (13) を適用し，その性状は表－2 に示す基準値を満足するものを使用する。

表－2 特殊ポリマー改質アスファルトの基準値

試験	項目		基準値
マーシャル試験	空隙率	%	3～6
	飽和度	%	70～85
	安定度	k N	4.9 以上